

新	旧	備考
<p>貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）特約書</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00025  <u>沿革 平成30年2月26日 一部改正</u></p> <p>（以下「甲」という。）と株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）の特約書を次のとおり締結するものとする。</p>	<p>貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）特約書</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00025</p> <p>（以下「甲」という。）と株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）の特約書を次のとおり締結するものとする。</p>	
<p>（付保対象等）</p> <p><b>第1条</b> 甲は、 年 月 日から 年 月 日までの期間（以下「特約期間」という。）に締結した技術提供契約を含む一の契約（ただし、一の契約に輸出契約が含まれる場合、当該一の契約に含まれる技術提供契約に係る技術の提供又はこれらに伴う労務の提供（以下「技術等の提供」といい、附帯別表第1に掲げる甲の部門においては、日本国内において行う技術等の提供を含まない。以下同じ。）の対価の額が、当該輸出契約に係る代金及び賃貸料の合計額を超える場合に限るものとする。）であって、契約金額（附帯別表第1に掲げる甲の部門においては、日本国内において行う技術等の提供の対価の額を除く。以下同じ。）が 円以上のもの（ただし、一の契約に仲介貿易契約が含まれる場合であって、仲介貿易契約に係る代金及び賃貸料の合計額が技術提供契約に係る技術等の提供の対価の額と同額かこれを超える場合は、技術提供契約に係る技術等の提供の対価の額が2,500万円以上のものであって、契約金額が 円以上のものに限る。）のうち附帯別表第2に掲げる契約以外のもの（以下「対象契約」と総称する。なお、付帯別表第1に掲げる甲の部門においては、日本国内において行う技術等の提供の対価に係る部分を除いたものを以下「対象契約」と総称する。）のすべてについて、対象契約の締結後、原則として、対象契約の締結の日の属する月の翌月の末日までに日本貿易保険に対して<u>保険契約</u>の申込みをし、日本貿易保険は、当該申込みに基づいて保険契約が締結された対象契約について甲の受ける損失を貿易一般保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00001。以下「約款」という。）及びこの特</p>	<p>（付保対象等）</p> <p><b>第1条</b> 甲は、 年 月 日から 年 月 日までの期間（以下「特約期間」という。）に締結した技術提供契約を含む一の契約（ただし、一の契約に輸出契約が含まれる場合、当該一の契約に含まれる技術提供契約に係る技術の提供又はこれらに伴う労務の提供（以下「技術等の提供」といい、附帯別表第1に掲げる甲の部門においては、日本国内において行う技術等の提供を含まない。以下同じ。）の対価の額が、当該輸出契約に係る代金及び賃貸料の合計額を超える場合に限るものとする。）であって、契約金額（附帯別表第1に掲げる甲の部門においては、日本国内において行う技術等の提供の対価の額を除く。以下同じ。）が 円以上のもの（ただし、一の契約に仲介貿易契約が含まれる場合であって、仲介貿易契約に係る代金及び賃貸料の合計額が技術提供契約に係る技術等の提供の対価の額と同額かこれを超える場合は、技術提供契約に係る技術等の提供の対価の額が2,500万円以上のものであって、契約金額が 円以上のものに限る。）のうち附帯別表第2に掲げる契約以外のもの（以下「対象契約」と総称する。なお、付帯別表第1に掲げる甲の部門においては、日本国内において行う技術等の提供の対価に係る部分を除いたものを以下「対象契約」と総称する。）のすべてについて、対象契約の締結後、原則として、対象契約の締結の日の属する月の翌月の末日までに日本貿易保険に対して保険の申込みをし、日本貿易保険は、当該申込みに基づいて保険契約が締結された対象契約について甲の受ける損失を貿易一般保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00001。以下「約款」という。）及びこの特約書</p>	

新	旧	備考
<p>約書の定めるところに従い、てん補する責めに任ずる。ただし、甲と日本貿易保険との間で締結する保険契約について、貿易一般保険（外貨建対応方式）特約書（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00059。以下「外貨建特約書」という。）が付された場合は、日本貿易保険は、約款、この特約書及び外貨建特約書の定めるところに従い、てん補する責めに任ずる。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 第1項の規定にかかわらず、対象契約が附帯別表第5第2項、第3項又は第4項に該当する場合は、甲は、保険契約の申込みを要しない。ただし、当該対象契約について保険契約の締結を希望する場合は、この限りでない。</u></p>	<p>の定めるところに従い、てん補する責めに任ずる。ただし、甲と日本貿易保険との間で締結する保険契約について、貿易一般保険（外貨建対応方式）特約書（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00059。以下「外貨建特約書」という。）が付された場合は、日本貿易保険は、約款、この特約書及び外貨建特約書の定めるところに従い、てん補する責めに任ずる。</p> <p>2 (略)</p>	
<p>第2条 (略)</p>	<p>第2条 (略)</p>	
<p>(てん補範囲等)</p> <p><b>第3条</b> 日本貿易保険は、第1条の規定により保険契約の申込みがなされた対象契約については、申込み後遅滞なく、約款第3条第1号、第2号又は第4号のてん補危険について保険契約を締結するものとする。ただし、日本貿易保険は、次の各号のいずれかに該当する対象契約については、保険契約を締結せず、又は甲の承諾を得て日本貿易保険がてん補すべき範囲若しくはてん補すべき額を制限して保険契約を締結することができる。</p> <p>一 <u>内容が明確でない対象契約</u></p> <p>二 技術等の提供、輸出貨物の輸出又は仲介貿易貨物の販売若しくは賃貸の内容が、我が国の対外取引の健全な発達及び当該技術等の提供等の行われる国若しくは地域又は仕向国（以下「技術等提供先国等」という。）の経済発展又は社会開発に資すると認められない<u>対象契約</u></p> <p>三 日本貿易保険が別に定める国又は地域を、技術等提供先国等又は対価等の支払を行う者の属する国若しくは地域（以下「支払国等」という。）とする<u>対象契約</u></p> <p>四 対価等の支払についての輸出信用条件が日本貿易保険が別に定める基準に合致しない<u>対象契約</u></p>	<p>(てん補範囲等)</p> <p><b>第3条</b> 日本貿易保険は、第1条の規定により保険の申込みがなされた対象契約については、申込み後遅滞なく、約款第3条第1号、第2号又は第4号のてん補危険について保険契約を締結するものとする。ただし、日本貿易保険は、次の各号のいずれかに該当する対象契約については、保険契約を締結せず、又は甲の承諾を得て日本貿易保険がてん補すべき範囲若しくはてん補すべき額を制限して保険契約を締結することができる。</p> <p>一 <u>対象契約の内容が明確でないとき。</u></p> <p>二 <u>対象契約に基づく</u>技術等の提供、輸出貨物の輸出又は仲介貿易貨物の販売若しくは賃貸の内容が、我が国の対外取引の健全な発達及び当該技術等の提供等の行われる国若しくは地域又は仕向国（以下「技術等提供先国等」という。）の経済発展又は社会開発に資すると認められない<u>とき。</u></p> <p>三 日本貿易保険が別に定める国又は地域を、技術等提供先国等又は対価等の支払を行う者の属する国若しくは地域（以下「支払国等」という。）とする<u>とき。</u></p> <p>四 対価等の支払についての輸出信用条件が日本貿易保険が別に定める基準に合致しない<u>とき。</u></p>	

新	旧	備考
<p>五 対価等の支払について日本貿易保険が別に定める要件に適合する <u>信用状等による保証がない対象契約</u></p> <p>六 日本貿易保険が別に定める事業に係る対象契約</p> <p>七 前各号に掲げるもののほか、取引上の危険が大であると認められる <u>対象契約</u></p> <p>2 日本貿易保険は、前項に基づく保険契約締結から損失発生までのいずれかの時点において、対象契約の相手方（対象契約の締結の相手方と当該対象契約に係る対価等の支払人が異なる場合には、いずれかのもの。以下この項及び次項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、約款第4条第11号から第14号までのいずれかに該当する事由により生じた損失をてん補する責めに任じない。ただし、当該損失についてのてん補を甲が希望し、日本貿易保険がこれを認めた場合はこの限りでない。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>3～6 （略）</p>	<p>五 対価等の支払について日本貿易保険が別に定める要件に適合する <u>支払保証等がないとき。</u></p> <p>六 日本貿易保険が別に定める事業に係る対象契約<u>であるとき。</u></p> <p>七 前各号に掲げるもののほか、取引上の危険が大であると認められる <u>とき。</u></p> <p>2 日本貿易保険は、前項に基づく保険契約締結から損失発生までのいずれかの時点において、対象契約の相手方（対象契約の締結の相手方と当該対象契約に係る対価等の支払人が異なる場合には、いずれかのもの。以下この項及び次項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、約款第4条第11号から第14号までのいずれかに該当する事由により生じた損失をてん補する責めに任じない。ただし、当該損失についてのてん補を甲が希望し、日本貿易保険がこれを認めた場合はこの限り<u>ではない。</u></p> <p>一～四 （略）</p> <p>3～6 （略）</p>	
<p>第4条 （略）</p>	<p>第4条 （略）</p>	
<p><b>(対象契約の内容の変更)</b></p> <p>第5条 甲は、保険契約の締結がなされた対象契約に、貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）<u>手続細則</u>（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00036）に規定する重大な内容変更等を行ったときは、約款第22条第1項の規定にかかわらず、当該重大な内容変更等のあった日から1月以内かつ内容変更等通知期限（約款第22条第1項に規定する内容変更等通知期限をいう。以下同じ。）までにその旨を日本貿易保険に書面で通知しなければならない。</p> <p>2 約款第22条第1項及び前項の規定にかかわらず、当該重大な内容変更等を行った後の対象契約が附帯別表第5第1項又は第4項に該当する場合は、甲は、約款第22条第3項の規定に基づき、日本貿易保険に対して事前の承認申請をしなければならないものとし、当該承認を受けた対象契約については、前項に従うものとする。ただし、当該重大な内容変更等を行った後の対象契約が附帯別表第5第1項に該当する場合であって、かつ当該重大な内容変更等が内容変更等通知期限の変更を伴わな</p>	<p><b>(対象契約の内容の変更)</b></p> <p>第5条 甲は、保険契約の締結がなされた対象契約に、貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）<u>手続細則</u>（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00036）に規定する重大な内容変更等を行ったときは、約款第22条第1項の規定にかかわらず、当該重大な内容変更等のあった日から1月以内かつ内容変更等通知期限（約款第22条第1項に規定する内容変更等通知期限をいう。以下同じ。）までにその旨を日本貿易保険に書面で通知しなければならない。</p> <p>2 約款第22条第1項及び前項の規定にかかわらず、当該重大な内容変更等を行った後の対象契約が附帯別表第5第1項又は第2項に該当する場合は、甲は、約款第22条第3項の規定に基づき、日本貿易保険に対して事前の承認申請をしなければならないものとし、当該承認を受けた対象契約については、前項に従うものとする。ただし、当該重大な内容変更等を行った後の対象契約が附帯別表第5第1項に該当する場合であって、かつ当該重大な内容変更等が内容変更等通知期限の変更を伴わな</p>	

新	旧	備考
<p>い範囲内での保険期間の延長のみに該当するときは、甲は、前項の規定に基づき、当該重大な内容変更等について書面で通知しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、当該重大な内容変更等を行った後の対象契約が附帯別表第5第2項に該当する場合であって、保険契約の変更を希望するときは、甲は、約款第22条第3項の規定に基づき、当該重大な内容変更等について日本貿易保険に対して事前の承認申請をしなければならない。ただし、当該重大な内容変更等が内容変更等通知期限の変更を伴わない範囲内での保険期間の延長のみに該当するときは、この限りでない。</p> <p>4 <u>前3項の規定にかかわらず、保険契約の締結がなされた対象契約が附帯別表第5第3項に該当する場合は、対象契約に当該重大な内容変更等を行ったときにおいても、保険契約の変更を要しない。ただし、保険契約の変更を希望するときは、前3項の規定に従うものとする。</u></p> <p>5 第1項及び第2項の規定に基づく甲の日本貿易保険に対する書面での通知又は承認申請を要するもののうち、別に定める規定に基づき日本貿易保険が承認したものについては、第1項及び第2項の規定にかかわらず、同各項の規定は適用しないものとする。</p>	<p>い範囲内での保険期間の延長のみに該当するときは、甲は、前項の規定に基づき、当該重大な内容変更等について書面で通知しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、当該重大な内容変更等を行った後の対象契約が附帯別表第5第3項に該当する場合であって、保険契約の変更を希望するときは、甲は、約款第22条第3項の規定に基づき、当該重大な内容変更等について日本貿易保険に対して事前の承認申請をしなければならない。ただし、当該重大な内容変更等が内容変更等通知期限の変更を伴わない範囲内での保険期間の延長のみに該当するときは、この限りでない。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定に基づく甲の日本貿易保険に対する書面での通知又は承認申請を要するもののうち、別に定める規定に基づき日本貿易保険が承認したものについては、第1項及び第2項の規定にかかわらず、同各項の規定は適用しないものとする。</p>	
<p>第6条～第7条 (略)</p>	<p>第6条～第7条 (略)</p>	
<p>(保険料の返還等)</p> <p>第8条 次の各号のいずれかに該当する場合には、保険契約は締結のときにさかのぼって効力を失うものとし、既に保険料が納付されていた場合は、日本貿易保険は、当該納付に係る保険料を返還する。</p> <p>一 保険契約の申込み前に約款第4条の各号のいずれかに該当する事由（保険契約の申込みの当時保険契約者が存在することを知っていた事由を除く。）が生じた場合において、保険契約者がその事実を知って遅滞なく書面で保険契約の解除を通知したとき。</p> <p>二 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 <u>誤記の修正を申請したことに伴う保険料の追徴又は返還については、訂正前の保険料の額と訂正後の保険料の額との差額が1,000円以上の場</u></p>	<p>(保険料の返還等)</p> <p>第8条 次の各号のいずれかに該当する場合には、保険契約は締結のときにさかのぼって効力を失うものとし、既に保険料が納付されていた場合は、日本貿易保険は、当該納付に係る保険料を返還する。</p> <p>一 保険の申込み前に約款第4条の各号のいずれかに該当する事由（保険の申込みの当時保険契約者が存在することを知っていた事由を除く。）が生じた場合において、保険契約者がその事実を知って遅滞なく書面で保険契約の解除を通知したとき。</p> <p>二 (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	

新	旧	備考
<p>合には、当該差額を徴収し又は返還する。</p> <p><u>5</u> 日本貿易保険は、前各項に該当する場合のほか、保険契約の無効、失効若しくは解除の場合又は日本貿易保険が損失をてん補する責めに任じなくなった場合においても保険料は返還しない。</p>	<p><u>4</u> 日本貿易保険は、前3項に該当する場合のほか、保険契約の無効、失効若しくは解除の場合又は日本貿易保険が損失をてん補する責めに任じなくなった場合においても保険料は返還しない。</p>	
<p>第9条～第16条（略）</p> <p>附 則 この改正は、平成30年4月1日から実施する。</p>	<p>第9条～第16条（略）</p>	
<p>附帯別表第1～附帯別表第4（略）</p>	<p>附帯別表第1～附帯別表第4（略）</p>	
<p>附帯別表第5</p> <p>1 2年未満案件のうち第3条第1項第3号から第6号までのいずれかに該当する対象契約であって、日本貿易保険が別に定める基準において、<u>保険契約の申込みを要すると定めているもの</u></p> <p><u>2</u> 2年未満案件のうち第3条第1項第3号から第6号までのいずれかに該当する対象契約であって、<u>前項以外のもの</u></p> <p><u>3</u> 2年未満案件のうち第3条第1項第3号から第6号までのいずれにも該当しない対象契約であって、日本貿易保険が別に定める基準において、<u>保険契約の締結を希望しない限り保険契約の申込みを要しないと定めているもの</u></p> <p><u>4</u> 2年以上案件</p>	<p>附帯別表第5</p> <p>1 2年未満案件のうち第3条第1項第3号から第6号までのいずれかに該当する対象契約であって、日本貿易保険が別に定める基準において、<u>保険申込みを要すると定めているもの</u></p> <p><u>2</u> 2年以上案件</p> <p><u>3</u> 2年未満案件のうち第3条第1項第3号から第6号までのいずれかに該当する対象契約であって、<u>第1項に該当しないもの</u></p>	